

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○埼玉県人事行政の運営等の状況の公表 (人事課)

## 告示

### 埼玉県告示第四百七十号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

### 人事行政の運営等の状況の公表

#### 第1 人事行政の運営の状況

##### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成19年度)

職種	採用	退職					合計
		定年	勲奨	普通	死亡	定年引当	
一般行政職	299	317	87	75	8	63	554
研究職	11	20	6	4	1	1	32
医療職	56	24	3	23	1	14	65
技能労務職	10	35	9	5	2	2	53
教育職	1,229	647	531	131	23	23	1,361
警察職	757	99	166	215	15	0	498
企業職	219	27	10	127	4	2	170
合計	2,581	1,169	812	580	54	105	2,733
(構成比)	(42.8%)	(29.7%)	(21.2%)	(3.8%)	(0.1%)	(0.4%)	(100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 退職の区分については、次のとおりです(以下同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・大学職給料表、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等専門学校教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、研究職給料表(一)、研究職給料表(二)、研究職給料表(三)の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内数の合計が100%にならない場合があります(以下同じ)。

##### (2) 職員の昇任及び降任の状況(平成19年度)

###### <知事等>

区分	昇任					降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	
一般行政職	85	124	106	81	48	9
研究職	14	13	5	4	4	2
医療職	5	13	12	3	2	1
技能労務職	3					
教育職		2		2		1
企業職	66	22	22	17	4	1
合計	173	174	145	107	58	11
(構成比)	(25.0%)	(25.2%)	(21.0%)	(15.5%)	(8.4%)	(1.6%)

(注) 知事等は、任命権者の知事、議長、選挙管理委員会(代表監督委員、人事委員)、公益企業管理者及び矯正事業管理者であることを言います(以下同じ)。

###### <教育委員会>

区分	昇任					降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	
一般行政職	35	68	46	12	10	3
医療職	12	13				
技能労務職	5					
教育職			2			
合計	52	81	48	12	10	3
(構成比)	(24.8%)	(38.6%)	(22.9%)	(5.7%)	(4.8%)	(1.4%)

(単位：人)

(単位:人)

区分	昇任	降任
教育職(教員)	290	210
合計	290	210
(構成比)	(58.0%)	(42.0%)

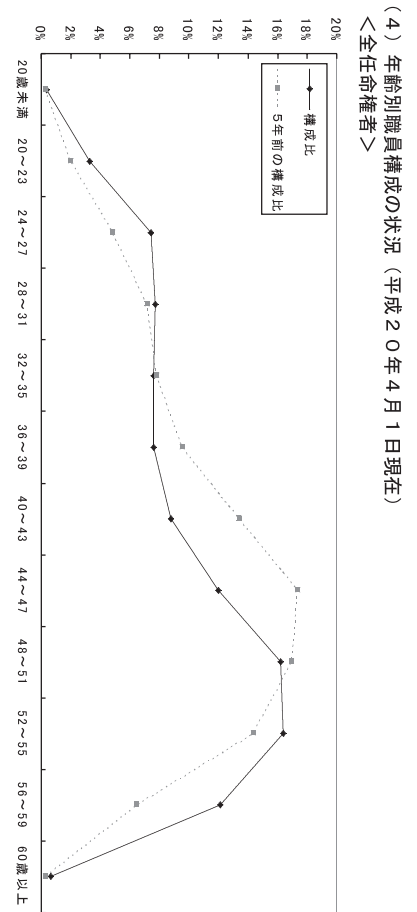
＜警察本部長＞ (単位:人)

区分	昇任				降任
	巡查部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	
一般行政職	34	24	10	6	2
研究職				1	
警察職	380	213	70	33	23
合計	414	238	81	40	25
(構成比)	(51.9%)	(29.8%)	(10.2%)	(5.0%)	(3.1%)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在 単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政部門	議会	66	66	±0	
	総務	1,290	1,284	▲6	選挙業務の終了など
	税務	683	673	▲10	納税業務の見直しなど
	民政	1,005	1,006	▲1	児童相談所の体制強化など
	衛生	1,371	1,348	▲23	保健所の体制見直しなど
	商工	402	382	▲20	産業技術総合センターの体制見直しなど
	労働	196	198	▲2	女性キャリアアップの新設など
	農林水産	1,148	1,105	▲43	農林振興センターの体制見直しなど
	土木	1,539	1,501	▲38	県土整備事務所の体制見直しなど
	小計	7,700	7,563	▲137	
特別部門	教育	42,446	42,000	▲446	生徒数減に伴う高等学校教職員の減員など
	警察	11,815	12,116	▲301	警察官の増員
	小計	54,261	54,116	▲145	
公営企業	病院	1,708	1,711	▲3	医療法改正に伴う臨床工学技士の増員など
	水道	340	342	▲2	高度浄水処理施設関連工事に伴う増員など
	その他	193	169	▲24	電気事業の民間への経営移管など
	小計	2,241	2,222	▲19	
合計	64,202	63,901	▲301		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に集計したもので、職員数は定数条項上の定数とは異なります。



(5) 定数削減の数値目標及び取組内容

区分	20歳未満	20歳	20歳	24歳	24歳	28歳	28歳	32歳	32歳	36歳	36歳	40歳	40歳	44歳	44歳	48歳	48歳	52歳	52歳	56歳	56歳	60歳以上	計
職員数	210	2,079	4,736	4,912	4,855	4,849	5,602	7,670	10,361	10,464	7,753	410	63,901										

- ⑤ 定数削減の数値目標及び取組内容
- ア 定数削減の概要  
平成20年3月に策定した新行財政改革プログラムに、職員定数の見直しとして、県民1万人当たりの職員数は13.1人と全国一少ない(一般行政部門:平成19年4月1日現在)が、「最小・最強の県庁づくり」を進めるため、さらなる職員定数の削減を進めています。
- イ 定数削減目標  
平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、知事部局において本プログラム期間中(平成20～22年度)に500人の削減を目指し、教育局においても同等の削減を目指しています。  
また、企業局職員定数については、企業局経営5か年計画に定めた定数削減計画により、平成19年度～平成23年度の5年間で34人の削減を目指しています。
- 《知事部局》  
○ 知事部局の職員定数を3年間で500人(平成23年度までに670人)削減します。  
《教育委員会》  
○ 教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等(県の裁量により削減可能な者)の定数を3年間で113人(平成23年度までに138人)削減します。  
《企業局》  
○ 企業局職員定数を、平成19年度～平成23年度の5年間で34人削減します。
- ウ 定数削減の進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在 単位:人)

区分	削減目標数 (H20～H22)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目実績)	合計
知事部局一般職員	▲500	7,606	7,446	▲160
知事部局長事務職員・県立学校事務職員等	▲113	1,564	1,501	▲63
区分	削減目標数 (H19～H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目実績)	合計
企業局職員	▲34	452	434	▲18

(注) 企業局については、基準年度を計画の年数にカウティングしている。

2-1 職員の給与の状況(公営企業職員を除く。)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末) 人	歳出額 千円	実質収支 千円	人件費 千円	人件費率 B/A %	(参考) 18年度の人件費率 %
平成19年度	7,067,336	1,534,460,357	6,272,009,664	473,127	43.3	42.2

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

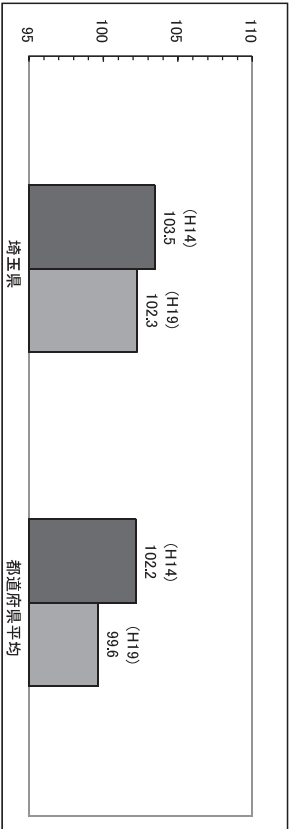
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給料 千円	職員手当 千円	給与費		一人当たり 給与費 B/A 千円
				期末・勤労手当 千円	計 千円	
平成19年度	61,961	298,529,295	62,810,177	127,259,687	488,599,159	7,886

(注) 1 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には選挙手当を含みません。

(3) ラスハイリス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスハイリス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額との状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8 歳	362,388 円	447,125 円
技能労務職	52.6 歳	366,103 円	418,043 円
高等学校等教育職	46.5 歳	419,877 円	493,555 円
小中学校教育職	45.6 歳	396,768 円	460,426 円
警察職	38.6 歳	337,933 円	474,705 円

(注) 1 職種別の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表により、(以下同じ)。

一 一般行政職・・・行政職務従事者(ただし、国の税務職務従事者に該当する職員、指導主事、社会教育主事及び高等専門学校教員を除く。)及び事務職務従事者

技能労務職・・・技能職務従事者

高等学校等教育職・・・教育職務従事者(一)通称及び高等専門学校教員

小中学校教育職・・・教育職務従事者(二)通称者

警察職・・・警察職務従事者

2 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住宅手当、時間外勤務手当などの手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
一般行政職	178,800 円	191,600 円
技能労務職	144,500 円	158,700 円
高等学校教育職	146,700 円	158,600 円
小中学校教育職	133,167 円	141,933 円
警察職	199,700 円	214,000 円

(注) 職種の区分については、以下のとおりです(以下同じ)。

高等学校教育職・・・高等学校等特別から特殊教育高等学校の教員及び高等専門学校教員を除いたもの

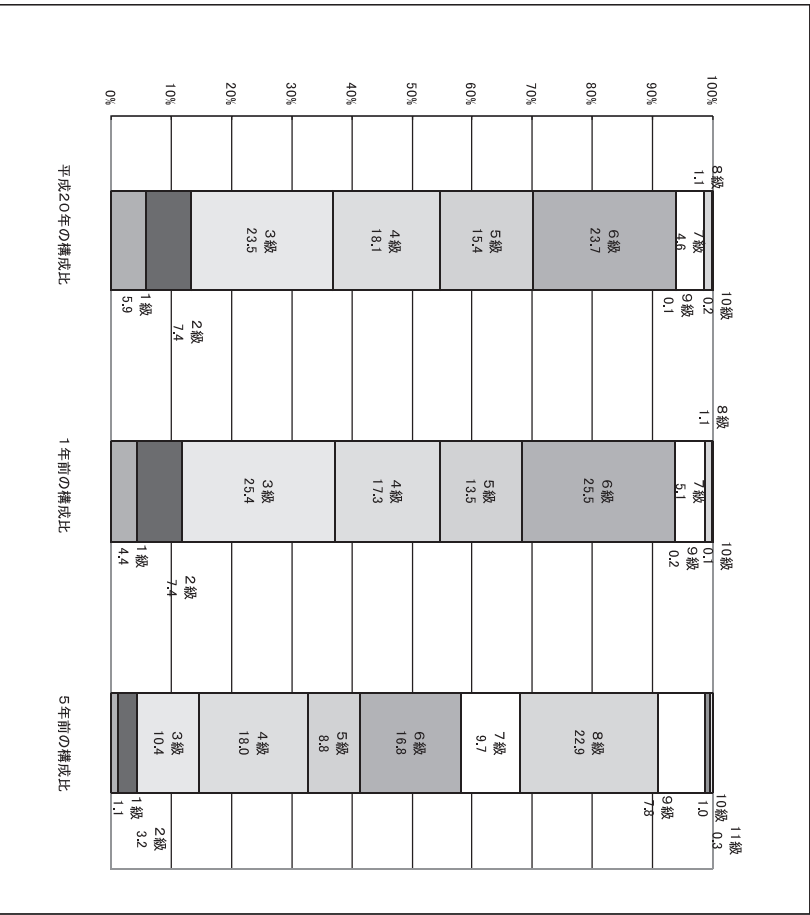
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数	
		10年以上15年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	296,256 円	396,262 円
	高校卒	249,790 円	340,307 円
技能労務職	高校卒	255,457 円	324,364 円
	中学卒	—	298,220 円
高等学校教育職	大学卒	343,636 円	416,580 円
	高校卒	264,073 円	324,296 円
小中学校教育職	大学卒	341,558 円	410,619 円
	高校卒	315,108 円	414,810 円
警察職	大学卒	279,512 円	372,622 円
	高校卒	—	—

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査	主査	主幹	副課長	課長	副部長	部長	本庁長	人
職務内容	技師	技師	主任	主任	主査	主幹					人
職員数	572	721	2,288	1,760	1,506	2,315	444	112	14	16	9,748
構成比	5.9%	7.4%	23.5%	18.1%	15.4%	23.7%	4.6%	1.1%	0.1%	0.2%	100.0%

(注) 1 埼玉県の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 給与標準の見直しにより、級構成の改正が行われています。行政給給表における改正内容は、以下のとおりです。  
 改正前(～平成19年3月) 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級  
 改正後(平成19年4月～) 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級



(8) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤続手当	埼玉	県	国
1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	1,980千円		
(平成19年度支給割合)			(平成19年度支給割合)
期末手当	勤続手当		勤続手当
3.0月分	1.50月分		3.0月分
(1.6月分)	(0.75月分)		(1.6月分)
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)
職制上の段階・職務の級等による加算措置			職制上の段階・職務の級等による加算措置
・役職加算	5～20%		・役職加算
・管理職加算	15～25%		・管理職加算
			10～25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
 2 ( )内は、再任指職員に係る支給割合です。  
 3 部長長級(本庁部長及び部局長)の職員については、給与改定の見送りにより、期末手当1.85月、合計4.45月分の支給となっております。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

埼玉	県	国	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%～2.0%加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%～2.0%加算)
1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	6,688千円	27,666千円	

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	17,050,396千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	275千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	5.59%
東京都特別区等	109%
(医師・歯科医師)	139%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
 2 部長長級の職員については、給与改定の見送りにより、埼玉県内の支給率は5%となっております。

エ 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	2,533,373千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	99千円		
職員全体に占める手当支給職員数の割合(平成19年度)	41.5%		
手当の種類(手当数)	25手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	在職職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の課税徴収業務	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉保健総合センター等に勤務する職員	ケアセンター等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額260円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額700円～400円、月額2,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円



公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	下水道事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	消防防災課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なカスノ発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線管理業務を伴う業務又は放射線作業	日額320円
防疫業務手当	保健所に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員等	重大な災害発生し、道路等の応急修繕等	日額610円～730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円～370円
遗体取扱手当	遗体を取り扱う職員	遗体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病室に勤務する看護師等	深夜4時間以上の看護業務	勤務1夜2,000円～3,000円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1夜1,900円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2以上の学年の授業で連続して授業	日額220円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正帰の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導	月額20,000円、日額180円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率	日額900円～3,200円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教育旅行についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

ナ 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	11,115,297千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	179千円
支給実績(平成18年度決算)	10,429,024千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	167千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 支給実績には、変則勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給実績(平成18年度決算)	支給率
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者13,000円等	同		千円 7,166,656	千円 240	千円 240
住居手当	①借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同		千円 4,151,503	千円 119	千円 119
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 216,000円(又は50,000円)以内	同		千円 98,850	千円 1,977	千円 1,977
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 ②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	異	支給上限	千円 5,971,180	千円 115	千円 115
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 23,000円十加算額	同		千円 38,491	千円 287	千円 287
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4～8%	同		千円 256	千円 256	千円 256
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給	同		千円 3,609	千円 201	千円 201

休日勤務手当	→ 支給率4～16%	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給	同	千円 1,688,470	千円 27
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1時間当たり給与額×135/100	同	同	千円 1,266,040	千円 293
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、4,000円～18,000円	同	同	千円 91,118	千円 21
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	同	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同	同	千円 3,773,335	千円 854
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額5,000～20,200円	同	同	千円 7,259,771	千円 189
定時制通信制教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)	同	同	千円 252,465	千円 495
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)	同	同	千円 283,022	千円 441
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く)に支給 → 支給率6%	同	同	千円 66,345	千円 379

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(9) 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区分	給料		額等
	月	分	
給料	1,420,000円	1,134,000円	
報料	1,144,000円	1,016,000円	
報酬	927,000円		
期末手当	(平成19年度支給割合)		2.68月分 (3.35月分)
退職手当	(平成19年度支給割合)		3.35月分
退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	1,420,000円×12×在職年数×0.6	40,896,000円	任期ごと
	1,134,000円×12×在職年数×0.46	25,038,720円	任期ごと

(注) 1 知事は、期末手当について、平成23年8月30日まで、20%の減額措置を行っています。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日受給の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の算定額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

- (1) 電気事業  
ア 職員給与費の状況

区分	純損益又は職員給与費		職員給与費に占める		(参考) 18年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A 千円	B 千円	B/A %	%	
平成19年度	3,651,555	2,486,480	381,138	10.4	30.8

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

- (ア) 決算

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A 千円
		A 給料 千円	B 職員手当 千円	C 期末・勤続手当 千円	D 計 千円	
平成20年度	人	13,132	3,526	5,555	22,213	4,443
平成19年度	5					

(注) 1 職員手当には、退職給付金を含まません。

2 平成20年9月末をもって会計を閉じるため、4月から9月までの6か月の金額です。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
47.2歳	441,730円	766,466円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤続手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

- (ア) 期末手当・勤続手当

1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	勤続手当
2,189千円	1,50月分 (0.75月分)
(平成19年度支給割合)	
期末手当 3.0月分 (1.6月分)	勤続手当 1.50月分 (0.75月分)

(加算措置の状況)  
職制上の段階、職務の級等による加算措置  
・役職加算 5~20%  
・管理職加算 15~25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成20年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成19年度決算)	27,505千円	

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	7,272千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	291千円
支給対象地域	支給率
埜田県内	5.5%
	支給対象職員数 5人

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	2,882千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	206千円		
職員全体に占める手当支給割合(平成19年度)	56.0%		
手当の種類(手当数)	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給額
現場業務手当	総務課に勤務する職員	発掘に關する現場業務等	日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額550円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	4,010千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	160千円
支給実績(平成18年度決算)	3,652千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	140千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と異 なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 4,304	千円 205
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高7,000円 ②持家居住者 →月額4,500円	同	千円 1,673	千円 80
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 ②交通用具(自動車等)利用者 →原則として6カ月定期券価額 →距離に応じた額	同	千円 4,145	千円 173
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同	千円 0	千円 0
管理職員特別	管理職が祝日等に勤務した場合に支給	同	千円 0	千円 0

勤務手当	→勤務1回につき4,000円～18,000円		12	千円	12	千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		0		0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同		千円	5,109	千円
						1,022

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用		純損益又は実質収支		職員給与費		職員給与費比率		(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率	
	A	B	A	B	B/A	B/A	%	%	%	%
平成19年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,591,325	512,352	250,746	15,8	16.9					

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計	
平成20年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	29	130,939	36,879	57,372	225,190	7,765

(注) 職員手当には、退職給付金を含ませぬ。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.0歳	392,998円	620,554円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当

1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	1,923千円
-----------------------	---------

(平成19年度支給割合)

期末手当	勤労手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)

(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	・役職加算 5～20%
	・管理職加算 15～25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成20年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%～2.0%加算)	支給なし
1人当たり平均支給額	支給なし	支給なし

【平成19年度決算】

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	7,325千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	253千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	5.59%
	29人

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	4,583千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	270千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	58.6%		
手当の名称	主な支給対象職員	3手当	
		左記職員に対する支給単価	右記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	10,400千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	359千円
支給実績(平成18年度決算)	6,008千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	207千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の議定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円	千円
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同		千円	千円
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同		千円	千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価格) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同		千円	千円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円	千円
特設勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4～8%	同		千円	千円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員	同		千円	千円

に支給													
→勤務1時間当たりの給与額×135/100													
宿直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務回数につき1,000円～20,000円	同							千円	0		千円	0
管理職員特別 勤務手当	管理職が夜日等に勤務した場合に支給 →勤務回数につき4,000円～18,000円	同							千円	18		千円	18
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同							千円	1,902		千円	211
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同							千円	2,888		千円	963

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 水道用水供給事業  
ア 職員給与費の状況  
(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占める 職員給与費比率 %
平成19年度	千円 40,224,950	千円 2,031,232	千円 3,776,039	9.4	8.9

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費			一人当たり給与費 B/A	
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円		
平成20年度	346	1,579,680	457,419	697,030	2,734,129	7,902

(注) 職員手当には、退職給付金を含まず。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の様相(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.5歳	404,206円	627,881円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤続手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況  
(ア) 期末手当・勤続手当

1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	
(平成19年度支給割合)	1,991千円
期末手当	勤続手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。  
3 前局長級の職員については、給与決定の異送りにより、期末手当2.6月、勤続手当1.85月、合計4.45月の支給となっております。

(イ) 退職手当(平成20年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分

勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別 措置(2%～2.0%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成19年度決算)	18,031千円	28,564千円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	89,703千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	265千円	
支給対象地域	支給対象職員数	
埼玉県内	5.5%	344人
東京都特別区等	10%	2人

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 前局長級の職員については、給与決定の異送りにより、埼玉県内の支給率は5%となっております。

(エ) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	56,468千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	251千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	66.4%		
手当の種類(手当数)		3手当	
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価	
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額3,000円、日額690円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	76,065千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	224千円
支給実績(平成18年度決算)	56,422千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	164千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同 の異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 52,940	千円 261
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同	千円 23,354	千円 98
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	千円 55,556	千円 174



②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同				
単身赴任手当 →23,000円+加算額	同			千円 0	千円 0
特地利勤務手当 生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同			千円 0	千円 0
休日勤務手当 祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×138/100	同			千円 —	千円 —
宿日直手当 宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務回につき1,000円~20,000円	同			千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当 管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務回につき4,000円~18,000円	同			千円 109	千円 18
夜間勤務手当 午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同			千円 18,706	千円 218
管理職手当 管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同			千円 35,492	千円 1,076

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 地域整備事業  
ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純増益又は実収支	職員給与費 B	職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占める職員給与費比率
平成19年度	千円 4,838,110	千円 1,069,817	千円 408,876	8.5 %	2.8 %

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円	
平成20年度	40人	188,131	44,508	83,879	316,518	7,913

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.5歳	410,258円	635,581円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤続手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤続手当	(イ) 一人当たりの平均支給額(平成19年度決算)
1人当たりの平均支給額	2,072千円
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤続手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%

・管理職加算 15~25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成20年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額(平成19年度決算)	180千円	27,248千円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	10,428千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	282千円
支給対象地域	支給率
埜玉県内	5.5%
	支給対象職員数
	40人

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	1,284千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	214千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	16.2 %	
手当の種類(手当数)	2手当	
手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	月額/800円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	月額/800円、日額650円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	8,240千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	223千円
支給実績(平成18年度決算)	4,355千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	106千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なるところ	支給実績(平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 6,004	千円 231
住居手当	①借家等居住者 一家賃に依りて月額最高27,000円	同	千円 2,678	千円 92
初任給調整手当	②持家居住者 月額4,500円 ③持家居住者 一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0



通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券額)	同	千円	千円
	②交通用具(自転車等)利用者 →距離に応じた額	同	5,290	147
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	千円	千円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円	千円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円	千円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同	千円	千円
管理職員特別勤務手当	管理職が休日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同	千円	千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円	千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	千円	千円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 病院事業  
ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A		純損益又は 実質収支		職員給与費 B		総費用に占める 職員給与費比率 B/A		(参考) 18年度の総費用に占める 職員給与費比率	
	千円	円	千円	円	千円	円	%	%	千円	%
平成19年度	35,570,899	円	4,470,484	円	16,101,141	円	45.3	%	44.5	%

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 千円	計 千円	
平成20年度	1,711	7,017,528	2,963,120	2,981,331	12,961,979	7,576

(注) 職員手当には、退職給付金を含まれません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成20年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
36.3歳	363,336円	594,164円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当

1人当たりの平均支給額(平成19年度決算)	1,656千円
(平成19年度支給割合)	
期末手当	勤労手当
3.0月分	1.50月分
(1.6月分)	(0.75月分)

(加算措置の状況)  
職制上の段階、職務の級等による加算措置  
・役職加算 5~20%  
・管理職加算 15~25%

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。  
2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成20年4月1日現在)

支給率	自己都合	勤懲・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額(平成19年度決算)	1,522千円	22,401千円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	470,202千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成19年度決算)	277千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	5.59%
	1,696人

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(平成19年度決算)	273,332千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	312千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成19年度)	51.3%

手当の名称	主な支給対象職員	8手当
福祉保健健康作業手当	精神医療センターに勤務する職員	左記職員に対する支給単価 月額6,700円、日額20円
小動及び物理処理事業手当	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額6,000円、日額20円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	月額3,000円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	日額320円
防疫業務手当	備保護・呼吸器科センターに勤務する職員	日額320円
遗体取扱手当	遗体を取り扱う職員	1体800円~2,500円
夜間看護等手当	病室に勤務する看護師等	深夜における看護業務 勤務1回2,000円~3,300円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等 勤務1回200円~1,100円

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	1,158,221千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	692千円
支給実績(平成18年度決算)	981,943千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	611千円

(注) 1 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績
	一般行政職の制度と異なる内容	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)
	一般行政職の制度と異なる内容	支給職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)

扶養手当	扶養親族のある職員に支給 —配偶者13,000円等	同	千円 115,999	千円 222
住居手当	①借家等居住者 —家賃に依りて月額最高27,000円 ②持家居住者—月額4,500円	同	千円 131,437	千円 178
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 —216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 484,789	千円 2,399
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 —通費等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 —距離に依りて月額	同	千円 144,774	千円 119
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 —23,000円+加算額	同	千円 276	千円 276
休日勤務手当	初日等において勤務を命ぜられた職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 —勤務回につき1,000円~20,000円	同	千円 173,244	千円 394
管理職員特別勤務手当	管理職が休日等に勤務した場合に支給 —勤務回につき4,000円~18,000円	同	千円 800	千円 100
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 153,108	千円 192
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 —月額48,200円~139,600円	同	千円 70,059	千円 1,061

(注) 平成19年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(市町村立学校教職員を除く。)

(1) 勤務時間の状況(平成20年4月1日現在)  
1週間の勤務時間  
原則40時間

イ 勤務時間

<知事等及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時0分~午後0時45分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時30分	午後0時0分~午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況(平成19年1月1日~平成19年12月31日)  
平成19年の職員1人当たりの平均使用日数は、9.8日でした。

(3) 病気休暇の取得状況(平成19年4月1日~平成20年3月31日)

任命種別	取得者数
知事等	339
教育委員会	1,657
警察本部長	168
計	2,164

(4) 特別休暇等の状況(平成20年4月1日現在)

種別	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで1回
3 運動休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回(1日を通じて90分を超えない範囲内)
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において7日の範囲内の期間)
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において3日の範囲内)
8 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間
9 忌引休暇	親族 配偶者 10日 血族 姻族 1親等直系尊属 7日 1親等直系卑属 7日 2親等直系尊属 3日 2親等直系卑属 1日 2親等直系卑属 1日

10	父母等の追悼のための休暇	1日	2親等傍系者 3親等傍系尊属	3日	1日
11	夏季休暇	5日			
12	感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間			
13	災害等又は交通遮断により出勤することが著しく困難な場合の休暇	その都度必要と認められる期間			
14	災害等において通勤時の危険回避の場合の休暇	その都度必要と認められる期間			
15	災害による住居の被災の場合の休暇	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
16	結婚休暇	7日の範囲内の期間			
17	出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
18	男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間			
19	ドナー休暇	その都度必要と認められる期間			
20	献血休暇	その都度必要と認められる期間			
21	ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間			

(5) 育児休業等の利用状況(平成19年度)

育児休業及び部分休業の取得者数	平成19年度中に新たに育児休業が取得可能な職員			
	うち面休業取得者数	うち育児休業取得者数	うち面休業取得者数	うち部分休業取得者数
男性職員	14		4	599
女性職員	294	3	70	8
計	308	17	74	288
		3	18	296
		3	74	288
		17	18	296
		368	17	895
				296
				3
				9

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち面休業取得者数」の欄の上段は、平成19年度中に新たに育児休業(部分休業)を取得した者の数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が平均18年度から平成19年度にかけて引き替わっている者の数です。

イ 育児休業及び部分休業の承認期間(平成19年度中に新たに育児休業を取得した職員について)

	育児休業承認期間				合計
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年3月以下	
男性職員	7	4	1	2	14
女性職員	2	7	28	60	51
計	9	11	29	62	51

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間			
	3月以下	3月超え6月以下	6月超え9月以下	9月超え1年3月以下
男性職員	1	1	2	4
女性職員	5	9	8	23

(6) 介護休暇の取得状況(平成19年度)

計	6	10	8	25	4	2
---	---	----	---	----	---	---

介護休暇取得者数	要介護者数(職員との続柄別)			
	計	配偶者	父母	子
男性職員	14	14	3	10
女性職員	27	27	2	18
計	41	41	5	28

計	介護の取得形式			介護を要した期間					
	全日型中心	時間型中心	その他	1月以下	1月超え2月以下	2月超え3月以下	3月超え4月以下	4月超え5月以下	5月超え6月以下
男性職員	14	13	1	14	4	5	3	2	
女性職員	27	26	1	27	9	5	8	1	4
計	41	39	2	41	13	10	11	3	4

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度
1	2	725	817	726	819
				合計	1

(2) 処分事由別分限処分者数 (単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
勤務成績が良くない場合 (法第20条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第20条第1項第2号、第2項第1号)					1	722	816	722	817			
職に必要な適格性を欠く場合 (法第20条第1項第3号)					1			1	1			
職務の放棄等により過員等を生じた場合 (法第20条第1項第4号)												
刑事事件に関り起訴された場合 (法第20条第2項第2号)						2	1		2	1		
条例に定める事由による場合 (法第21条第1項)							1		1			
合計					1	725	817		726	819		1
法第20条第4項により失職した者												1

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に算入して計上したものであり、遅く数です。  
2 法7は、地方公務員法をいいます(以下同じ)。

(3) 懲戒処分者数 (単位：人)

報告	減給		停職		免職		合計		
平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	平成18年度 平成19年度	
25	25	28	16	11	12	9	11	73	
								合計	64

(4) 処分事由別懲戒処分者数 (単位：人)

区 分	報告		減給		停職		免職		合計	
	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
法令に違反した場合 (法第20条第1項第1号)		19	12	21	9	4	1		3	44
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第20条第1項第2号)		5	7	1	3		2			6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 (法第20条第1項第3号)		1	6	6	4	7	9	9	8	23
合計		25	25	28	16	11	12	9	11	73

5 職員の勤務状況(市町村立学校教職員を除く。)

(1) 職員の守るべき義務

職務とは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。職務の根本基準については、地方公務員法第50条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬことを規定しています。職員の勤務に関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、職務の根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じた基本原則として、教育職員の勤務に関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① 職務の宣誓(地方公務員法第31条)
  - ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)
  - ③ 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
  - ④ 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
  - ⑤ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
  - ⑥ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
  - ⑦ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
  - ⑧ 営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)
- なお、警察職員が行う職務の宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の職務の宣誓を行うものとする。」と規定しています。
- ① 兼職及び他の事業等の従事(教育公務員特例法第17条)
  - ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限(教育公務員特例法第18条)
  - ③ 研修(教育公務員特例法第21条)

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出に関する留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めたものです。

(3) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容
知事等及び教育委員会(事務局職員)	「倫理推進員研修会」年度当初5月に倫理推進員(各所属において所属長に次ぐ職位の者)研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「所属長会議等」適宜、所属長会議を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会(教員)	不祥事防止に向けた教職員の意識啓発を行うため、チェックリスト、自己点検表を活用した校内研修会を全県立学校で実施した(県立学校)。
警察本部長	警察学校に入校した職員に対して、職務倫理(服務を含む。)に関する教養を実施した。 各職場の指示教養の場において、職務倫理(服務を含む。)に関する機会教養を実施した。 職務倫理(服務を含む。)に関する想定課題を職員に示し、グループワーク検討会を実施した。

職員への周知の状況	周知の方法	周知した内容
任命権者 各任命権者	各種会議、電子メール	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除  
職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみに従事しなければならない。」(地方公務員法第35条)とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限  
営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」(地方公務員法第38条)とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

任命権者	許可件数	主な許可事例
知事等	1,132	大学等の非常勤講師、団体の試験委員、
教育委員会	2,277	柔剣道の術科審判員
警察本部長	147	
計	3,556	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計	画
知事等		
教育委員会	平成19年度職員研修実施計画(教員を除く。)	
教育委員会	平成19年度教職員研修計画(教員)	
警察本部長	平成19年度埼玉県警察教養計画	

(2) 職員研修の実施状況

<知事等及び教育委員会(教員を除く。)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階層別研修	職務遂行に必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	1,560人
選択研修	職務遂行に必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修	希望する職員	自治人材開発センターほか	0.5～4日	753人
特別研修	階層別研修、選択研修、講師養成研修及び部局専門研修以外の集合研修	推薦された職員など	自治人材開発センターほか	0.5～3日	1,131人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～5日	177人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会(教員)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
年次研修	初年、5年、10年、20年の経年数に応じ、専門職としての必要な知識及び技能を習得するための研修	各経年数に該当する教職員	総合教育センターほか	5～25日	2,407人
特定研修	特定の職務に関する専門的な知識及び技能、教育課題等に関する研修	推薦された教職員など	総合教育センターほか	1～21日	4,053人
専門研修	教科等における指導力の向上を図る、幅広い知識及び技能の習得を目的とした研修	希望する教職員	総合教育センターほか	1～20日	3,802人
管理職研修	学校管理運営、教育指導上の諸問題等についての研修	校長、教頭、事務長など	総合教育センターほか	2～5日	1,109人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階級別任用科	職務遂行に必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級別区分に従い実施する研修	それぞれ職務の階級別区分に該当する職員	警察学校	2週間 10か月	1,739人



部門別任用料	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する部門別の研修 3課程 4回	それぞれの部門に該当する職員	警察学校	2週間～4週間	165人
専科	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるために実施する研修 28課程 40回	それぞれに該当する職員	警察学校	3～26日	1,199人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識を周知させるために実施する研修 163課程 378回	それぞれに該当する職員	警察本部ほか	0.5～200日	9,415人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会(事務局職員)>

・実績評価: 仕事の成果と手順を測定(目標管理を活用)

①業績評価: 仕事の成果と手順を測定(目標管理を活用)

②職務達成過程評価: 職務達成に向けた過程の適正さを測定

・能力評価: 職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価

一般職の職員(大学教員等は対象外)

・実績評価

評価基準日: 2月1日

評価対象期間: 4月1日～翌3月31日

・能力評価

評価基準日: 11月1日

評価対象期間: 前年11月2日～11月1日(基準日以前1年間)

○主幹級以上の職員

・実績評価(最終評価)

評価

S 実績が特に良好である

A (Sは実績が極めて良好な場合)

B 実績が良好である

C 実績がやや良好でない

D 実績が良好でない

・能力評価(最終評価)

評価

S 職位における期待水準を大きく上まわる

A 職位における期待水準を上まわる

B 職位における期待水準である

C 職位における期待水準を下まわる

D 職位における期待水準を大きく下まわる

○主査級以下の職員

・実績評価(最終評価)

評価

s 職位に期待される役割を大きく上まわる

a 職位に期待される役割をやや上まわる

b 職位に期待される役割をあけている

c 職位に期待される役割をやや下まわる

d 職位に期待される役割を大きく下まわる

・能力評価(最終評価)

評価

S 職位における期待水準を大きく上まわる

A 職位における期待水準を上まわる

B 職位における期待水準である

C 職位における期待水準を下まわる

D 職位における期待水準を大きく下まわる

分布制限

S 対象者数の10%以内

A (Sは実績が極めて良好な場合)

B 実績が良好である

C 実績がやや良好でない

D 実績が良好でない

分布制限なし

分布制限

S 対象者数の10%以内

A 対象者数の30%から50%を採った数以内

B 対象者数の10%以内

C 対象者数の10%以内

D 対象者数の10%以内

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

分布制限なし

評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。
その他	評価者研修を実施(実施主体: 彩の国さいたま人づくり広域連合)

<教育委員会(教員)>

評価制度の概要

・目標による管理の手法の導入(実績評価)

・能力、意欲等の評価の実施(行動プロセス評価)

・複数の評価者による評価

・評価結果の活用(人材育成、人事管理等)

・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置

すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)

対象職員

評価期間等

・基準日: 2月1日

・評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで

実績及び行動プロセスの総合評価基準

評価

A 職務を遂行する上で、通常必要水準を上回っており、特筆すべき実績又は実績の事実がある

B 職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしており、概ね期待どおりである

C 職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしておらず、努力が必要である

D 職務を遂行する上で、通常必要水準を充たしておらず、支障をきたしている

評価結果等の活用

教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。

評価者研修を実施(教育委員会主催)

その他

<警察本部長>

評価制度の概要

勤務評定は、実績評定及び能力等評定の区分により実施している。

1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその課程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。

なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標管理方式により評価する。

2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力、行動特性等を評価する。

所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員

実績評定及び能力評定

(1) 評定日: 12月1日

(2) 評定期間: 12月1日～翌11月30日

評価の基準

1 絶対評価(5段階評価)

A: 優秀 B: 良好 C: 普通 D: やや劣る E: 大きく劣る

2 相対評価(6段階評価)

A: 区分全体の10%以内 B: 区分全体の25%以内

C: 区分全体の30%以内 D: 区分全体の35%以上

E: 区分全体の35%以上

評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活カのある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。

その他

勤務評定の公平性及び客観性を高めるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,934人	希望者	○	
	がん検診	胃、肺、大腸 1,394人	希望者	○	
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 5,242人	希望者 ※40,51歳未満の者	○	○
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 447人	希望者	○	○
	その他	健康相談、健康教育、キャリアづくり 4,520人	全員	○	
元氣回復	スポーツ大会	パルポーポール外 2,464人	各所属	○	
	マイセリクソン事業	スポーツ、文化、健康に関する施設 21,359人	全員	○	○
	その他	体育文化活動の促進 18件	該当団体	○	○

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
保健	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 424人	全員	○	
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,856人	全員	○	
	結核健診(県立学校)	胸部X線 7,645人	全員	○	
	がん検診	胃 3,691人	5歳以上の希望者等	○	
	人間ドック	1泊ドック等 29,013人	希望者	○	○
元氣回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、心身のリハビリ 42,985件	全員	○	○
その他	ライオンライオン	年代別のセミナーの開催 3,088人	希望者以上の希望者	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
保健	定期健康診断	がん検診、人間ドック、尿検査、尿検査等 4,024人	希望者	○	○
	人間ドック	がん検診、人間ドック、尿検査、尿検査等 7,004人	希望者	○	○
	人間ドック付き人間ドック	MRI、MRA、がん検診、人間ドック、尿検査、尿検査等 533人	希望者	○	○
その他	ライオンライオン	年代別のセミナーの開催 884人	該当者	○	○
	各種厚生事業	各種保健事業	該当者	○	○

(2) 共済制度

<知事等>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
短期給付 (健康保険)	保健給付	医療費、その他(出産費等) 237,979件	該当者	○	
その他給付	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進運	退職共済年金等 524件	該当者	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互助会とは「財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

<教育委員会>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
短期給付 (健康保険)	保健給付	医療費等 818,196件	該当者	○	
その他給付	災害給付	災害見舞金等 3件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進運	退職共済年金等 1,196件	該当者	○	

<警察本部長>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成19年度)	対象者	事業主体	
				県	国庫 補助
短期給付 (健康保険)	保健給付	医療費、出産費等 271,429件	該当者	○	
その他給付	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進運	退職共済年金等 758件	該当者	○	

(3) 安全衛生管理の状況  
労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成19年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	53	4	57
教育委員会	256	11	267
警察本部長	301	15	316
計	610	30	640

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況(平成19年度)  
(1) 採用試験の実施状況(平成19年度)

試験区分	試験職種	主な受験資格(加印の欄は平成19年度現行)	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	・昭和64年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)	第1次試験日 平成19年6月24日	第1次合格発表日 平成19年7月3日	第1次試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答27時間
	福祉	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人 ・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成20年3月31日までに資格取得見込みの人	第2次試験日 平成19年7月9日 ～7月21日	最終合格発表日 平成19年8月22日	専門試験 (一般行政、警察事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答27時間
警察事務職員採用上級試験	総合土木				第2次試験 適性試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討論
	建築				
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験	化学				
	農業				
薬剤師 採用試験	薬剤師	・昭和64年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの人			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答27時間
	獣医師	・昭和62年4月2日～昭和59年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、獣医師免許を有する人又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、平成20年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格がある と認める人で、獣医師免許を有する人又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの人			第2次試験 適性試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討論
保健師	保健師	・昭和64年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた人(20歳～27歳)で、保健師免許を有する人又は平成20年春季の国家試験で取得見込みの人			
	管理栄養士	・昭和64年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)で、管理栄養士免許を有する人又は平成20年3月31日までに取得見込みの人			
栄養士	・昭和64年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人(19歳～27歳)で、栄養士	第1次試験日 平成19年9月20日	第1次合格発表日 平成19年10月3日	第1次試験 教養試験 択一式50問27時間	

警察官(巡査)採用試験 県内第1回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 28日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接
	Ⅱ類	・昭和29年4月2日～昭和63年4月1日に 生まれた人(19歳～29歳)で、学校教育 法による短期大学又は専修学校(2 年制以上の専門課程で年間授業時数 が680時間以上のものに限る。)を卒業 した人又は平成20年3月までに卒業 見込みの人等	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第2回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 28日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第3回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第4回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接

警察官(巡査)採用試験 県内第2回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第3回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第4回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接
警察官(巡査)採用試験 県内第5回試験	Ⅰ類	・昭和29年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成20年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年9月23日 第2次試験日 平成19年10月27日 ～10月31日	第1次合格発表日 平成19年10月22日	第1次試験 択一式40問2時間 第2次試験 論文試験 1題 60分 (評議は2次試験) 人物試験 個別面接

(17歳～29歳) ~12月上旬 平成20年11月17日

実施結果 試験区分 試験職種 採予定者数 申込者数 1次試験 2次試験 最終合格者数 最終倍率

(2) 採用選考の実施状況(平成19年度) 採用選考実施状況総括表 (単位:人)

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

主な選考の実施状況 区分 被選考者数 合格者数 倍率 主な受験資格(加年の年齢は平成19年10月現在)

※看護師については、平成19年5月19日及び平成20年1月19日にも選考を実施した。

区分 被選考者数 合格者数 倍率 主な受験資格(加年の年齢は平成19年10月現在)

(3) 昇任試験の実施状況(平成19年度) 警察官昇任試験実施状況

区分 申込者数 1次試験 2次試験 口述科目 最終合格者数 最終倍率

(4) 昇任選考の実施状況(平成19年度) (単位:人)

職 被選考者数 合格者数

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況 区分 申込者数 第1次試験 免除者数 最終合格者数 最終倍率



2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況  
平成19年10月19日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員  
の給与等について報告及び勧告を行った。

- 1 公民給与較差に基づく給与改定
  - ① 給与改定の内容
    - ア 給料表 初任給を中心に若年層に限定した改定。(中高年齢層は据置き)
    - イ 扶養手当 国に準じて、子等に係る支給月額を500円引き上げ、6,500円とする。
    - ウ 地域手当 支給割合を0.5%引き上げ、5.5%とする。
    - エ 期末・勤続手当 民間の支給割合に見合うよう、0.05月分引き上げ、4.50月分とする。
    - オ 実施時期 平成19年4月1日から実施(期末・勤続手当は平成19年12月1日)
  - 2 給与構造の見直し
    - ① 地域手当 県内3区分(9%、7%、5%)を改め、県内を一つの地域としてとらえ、  
ア 支給地域 地域による差を設けず、一律支給とする。
    - イ 支給割合 平成19年度は5.5%、制度完成時は7%とする。(東京都特別区等は10%)
    - ウ 実施時期 平成19年4月1日から実施
  - ② 勤務実績の給与への反映
 

勤務実績の給与への反映に当たっては、職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく  
的確な反映など、制度の適切な運用を図っていくことが必要。
  - ③ その他
    - ア 教育職員の給与
 

諸手当を含めた教育職員の給与については、国の検討状況も注視しつつ、検討を進め  
ていくことが必要。
    - イ 通勤手当
 

交通用具使用者(自動車等)に係る支給額について、年間のガソリン価格の変動を適  
切に反映させることが必要。(毎年1月時点の価格 → 1年間の平均価格)

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 平成19年度中に処理したもの

(平成20年3月31日現在)

措置要求事項	要求者	要 求 内 容	要 求 年 月 日	受 理 年 月 日	審 理 の 結 果	備 考
平成19年(措)第1号	県立高校 教諭	教育委員会及び校長に対し、土曜授業を行わないことを求める。	19.1.25	19.2.9	19.9.6 却下	
平成19年(措)第2号	県立高校 教諭	校長に対し修学旅行における超過勤務の適切な割振り変更を行うことを求める。	19.3.15	19.3.23	19.9.5 取下げ	
平成19年(措)第3号	知事知局 主任	所長に対し、役付職員に作業をさせ、未端担当者の負担を軽減し、時間外勤務を削減することを求める。	19.6.11	19.6.27	19.7.26 取下げ	

処理計3 事案3件

(2) 係属中のもの

係属中の事案なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成19年度中に処理したもの

(平成20年3月31日現在)

事 案 名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受 付 年 月 日	受 理 年 月 日	審 理 状 況	審 理 の 結 果	備 考
昭和60年以前8事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	一斉休暇闘争に際してストライキを行ったことは、労働基本権である等。	昭44.1.22 外	昭44.3.1 外	準備手続7回 口頭審理1回 外	棄却21件	
平成18年(不)第1号事案	知事	停職	事件の内容に比較して、停職処分は重すぎる。	18.2.20	18.2.23	準備手続1回 口頭審理1回	19.12.7 処分承認	
平成19年(不)第2号事案	知事	免職	分限免職は不当である。	19.8.6	19.8.17	—	20.1.15 取下げ	
指導力不足教員認定取消請求			指導力不足教員の認定は不当である。	19.9.13	—	—	19.9.26 却下 (不利益処分非該当)	

(2) 係属中のもの

処理計11 事案24件

(平成20年3月31日現在)

事 案 名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受 付 年 月 日	受 理 年 月 日	審 理 状 況	審 理 の 結 果	備 考
昭和60年以前12事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	一斉休暇闘争に際してストライキを行ったことは、労働基本権である等。	昭55.1.12 外	昭55.1.25 外	準備手続1回 口頭審理68回 外	係属中145件	
平成18年(不)第2~4号	埼玉県教育委員会	戒告	組合交渉を無視した違法な職務命令に基づく処分である。	18.4.13	18.4.25	準備手続2回 口頭審理4回	係属中3件	

係属中計13 事案148件

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二一―一 埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―二 （代表）